

全国市町村職員共済組合連合会資金運用委員会の資料の公表に関する要領

(平成23年1月13日制定)

第1 目的

この要領は、全国市町村職員共済組合連合会資金運用委員会設置要綱第9に基づき、委員会等の審議に用いた資料（以下「資料」という。）の公表に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 非公表情報等の取扱い

- 1 委員会等において訂正する必要があると判断された資料がある場合には、訂正後の資料を公表する。
- 2 資料に非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる場合には、非公表情報を除いた資料を公表するものとし、非公表情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の規定の例による。
- 3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に係る資料全体を除くものとする。

第3 公表時期

資料は、委員会等の確認を得た上で、委員会等の終了後、速やかに公表する。

第4 公表方法

公表は、連合会のウェブ・サイトに掲載することにより行う。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 記（平成23年1月13日）

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に開催する委員会等から適用する。